

# 企画競争説明書

業務名称：ブラジル国アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト（実施フェーズ）

調達管理番号：22a00429

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月1日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2023年2月1日

### 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ブラジル国アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト（実施フェーズ）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年5月 ～ 2026年3月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年5月 ～ 2024年9月

第2期：2024年10月 ～ 2026年3月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限しません。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

##### 【第1期】

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の28%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。

##### 【第2期】

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の26%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の14%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス : [Ogaito.Ayumi@jica.go.jp](mailto:Ogaito.Ayumi@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第三チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 2月 7日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 2月 14日 12時
3	質問への回答	2023年 2月 17日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の <b>4営業日前から1営業日前の正午まで</b>
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 2月 24日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 3月 10日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先 : <a href="mailto:e-propo@jica.go.jp">e-propo@jica.go.jp</a> )

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ブラジル国アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：21a01179）の受注者（OPMAC株式会社）及び同業務の業務従事者

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・「第3章 2.業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、CC:担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-](mailto:e-koji@jica.go.jp)

[koji@jica.go.jp](mailto:koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシ

ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「**ブラジル国アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム<sup>1</sup>及び持続可能性強化のための精密<sup>2</sup>・デジタル農業<sup>3</sup>共創プロジェクト（実施フェーズ）**」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ブラジル連邦共和国（以下、ブラジルという。）は、国土の約28%にあたる約23,688万haの農用地（2019, FAO）を擁すると同時に世界最大の熱帯雨林アマゾン<sup>4</sup>を有する。従来型の農業開発による農牧業地の拡大は、熱帯雨林への開発圧力の高まりにもつながっており、環境面に対する負の影響を抑えた持続可能な農業開発が求められている。

近年ではICT、人工知能等の技術革新が進み、農業セクターでもこれらの技術を活用し、コストを最小化して収量の最大化を図る精密・デジタル農業が注目されている。係る状況を踏まえ、ブラジルにおいても持続可能な農業開発に精密・デジタル農業をツールの一つとして活用しようとする取り組みがなされているが、圃場から取得した複合的データを、より適切な営農・栽培に活用する技術は限定的なものとなっている。こうした状況から、ブラジル農務省はイノベーション・農村開発・灌漑局を2018年に設立し、精密・デジタル農業推進に向けた官民の体制構築と制度・基準の策定に取り組んでいる。また、ブラジル農牧研究公社（以下、Embrapa<sup>4</sup>という。）は、2014年に策定された「The VI Embrapa's Master Plan」、及び2018年に策定された中長期計画「ビジョン2030」において、持続可能な次世代型農業を促進するべく、環境、社会、ガバナンス（Environment, Social, Governance : ESG）及びSDGs(Sustainable Development Goals)に配慮した精密・デジタル農業の発展に向け、農業データプラットフォーム<sup>5</sup>の活用、公的機関と民間企業の科学技術・情報の共有促進を通じて取り組

<sup>1</sup> 第6条（10）用語集の③を参照

<sup>2</sup> 第6条（10）用語集の①を参照

<sup>3</sup> 第6条（10）用語集の②を参照

<sup>4</sup> Embrapaの組織は、本部は首都ブラジリアにあり、テーマ別の研究センター43カ所がブラジル全国にある。

<sup>5</sup> 農業ICTの抱える課題を解決し、農業の担い手がデータを使って生産性向上や経営改善に挑戦できる環境を生み出すため、データ連携・共有・提供機能を有するプラットフォーム。

むこととしている。

係る状況を踏まえ、日・ブラジル間の官民連携を通じ、ブラジルにおける精密・デジタル農業をESG（環境(E: Environment)、社会(S: Social)、ガバナンス(G: Governance)）の概念も踏まえて推進し、もって農業の環境・経済面での持続性向上に向けて、精密・デジタル農業の技術・情報の共有が既存組織の枠組みを越えて行われる環境が設立されること（イノベーション・エコシステム）を目的として、ブラジル政府は我が国に対し「アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に係る協力を要請した。これを受けて発注者は、基本計画策定調査を実施し、2021年4月にR/D（Record of Discussions）に署名、2021年5月から2022年3月まで計画フェーズを実施し、2022年5月の詳細計画策定調査においてM/M(Minutes of Meeting) 署名を行い、実施フェーズの活動内容をブラジル側と合意した。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### （1）プロジェクト名

ブラジル国アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト

#### （2）上位目標

農業の環境的・経済的持続性の向上を目指し、精密・デジタル農業のオープンイノベーション環境が形成される。

#### （3）プロジェクト目標

日・ブラジル間の官民連携を通じ、精密・デジタル農業の発展が促進される。

#### （4）期待される成果

成果1: イノベーション・エコシステムに向け、持続可能な精密・デジタル農業を実現する人材・技術・情報交換の環境が醸成される。

成果2: イノベーション・エコシステム促進により、農業データプラットフォームが改善される。

成果3: 各分野（作物、畜産、アグロフォレストリー）の特定技術の実証事業を実施して精密・デジタル農業データの利用可能性が確認される。

成果4: 本プロジェクトの総合的ナレッジが農業イノベーション・エコシステムへ普及される。

#### （5）対象地域

ブラジル全域だが、実証事業（On-Farm Experimentation、以下「OFE」とする。）の実施予定地域は、サンパウロ州、マツトグロッソ州とパラ州である。

#### （6）主な関係官庁・機関

プロジェクト実施機関：ブラジル農牧研究公社及び農務省（以下、「MAPA」とする。）

協力機関：実証事業実施企業等

#### (7) プロジェクト実施期間

2021年5月～2026年3月

なお、本プロジェクトの計画フェーズ（約1年間）は終了しており、本業務は実施フェーズの業務の契約であり、上記（4）成果1～4に関する活動の支援に該当する。

計画フェーズ：2021年5月～2022年3月

実施フェーズ：2023年5月～2026年3月

#### 第4条 業務の目的

本プロジェクトは、ブラジルにおいて、日・ブラジル間の官民連携を通じた各分野の実証事業や農業データプラットフォームの整備を支援することにより、精密・デジタル農業の発展が促進され、精密・デジタル農業のオープンイノベーション（情報、意見交換が既存組織の枠組みを超えて革新的に行われる）環境形成に寄与するもの。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は、「ブラジル国アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト」に関し、当機構が2021年4月にブラジル政府と締結したR/D（Record of Discussions）及び2022年5月に締結したM/M（Minutes of Meeting）の枠内で実施されるものであり、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

##### (1) 業務の期間

前述のとおり、第3条（7）のプロジェクト期間は計画フェーズも含めたものであり、計画フェーズは2021年5月～2022年3月に実施済みである。2022年4月の詳細計画策定調査においてカウンターパート（以下、「C/P」）機関であるMAPA、Embrapaと協議し、実施フェーズの協力の全体枠組みや実証事業の対象分野につき合意した。本業務はプロジェクト期間のうち実施フェーズ（2023年5月～2026年3月）を対象として実施するものである。

##### (2) 広報

本プロジェクトの内容をプロジェクトのHPのみならず、使用頻度の高いSNS等を利用し、効果的に広報活動を行う。その際に、ブラジル側から新たな精密・デジタル農業やスタートアップ企業の情報を収集し、日本国内に発信する。二国間の技術協力を通して共創することで双方向にメリットがある形を目指しているため、日本側からブラジル側への一方通行の技術協力と認識されないように留意し、見せ方を工夫すること。

### (3) 実施体制

- ・ 合同調整委員会およびプロジェクトチームの形成

プロジェクト全般の最終的な意思決定や活動内容の共有を目的として合同調整委員会（以下、「JCC」）を設置し、プロジェクトディレクターを農務省イノベーション・農村開発・灌漑局の農牧業イノベーション支援部長が、プロジェクトマネージャーを Embrapa Instrumentation の研究員が務めることで合意している。また、MAPA・Embrapa・ブラジル国際協力庁（ABC）からなるプロジェクトチームを既に形成しており、プロジェクトマネージャーがチームリーダーとなりプロジェクトの進捗確認を行う体制が整っている。活動については、C/P が主体性を持って運営・モニタリングできることを前提に、コンサルタントチームは適切に支援することが求められる。

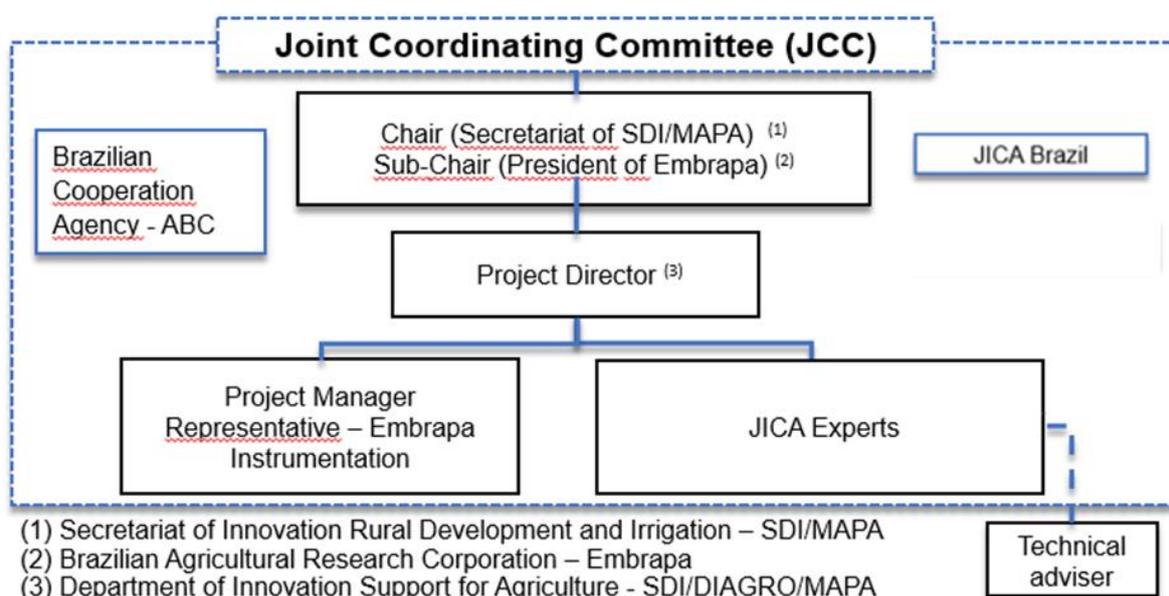


図 1. 実施体制図

- ・ 分野別分科会（作物、畜産、アグロフォレストリー）

本プロジェクトでは、図2のとおりプロジェクトディレクター、プロジェクトマネージャーの下に各分野（作物、畜産、アグロフォレストリー）の分科会を配置する。分科会は MAPA 及び Embrapa 内の関係職員によって構成され、各分科会では代表者を配置する。また、各分科会には政府および民間の関係者を必要に応じて招へいし、分科会の主要な検討事項であるプロジェクトにおける実証事業に対してインプットを求める。

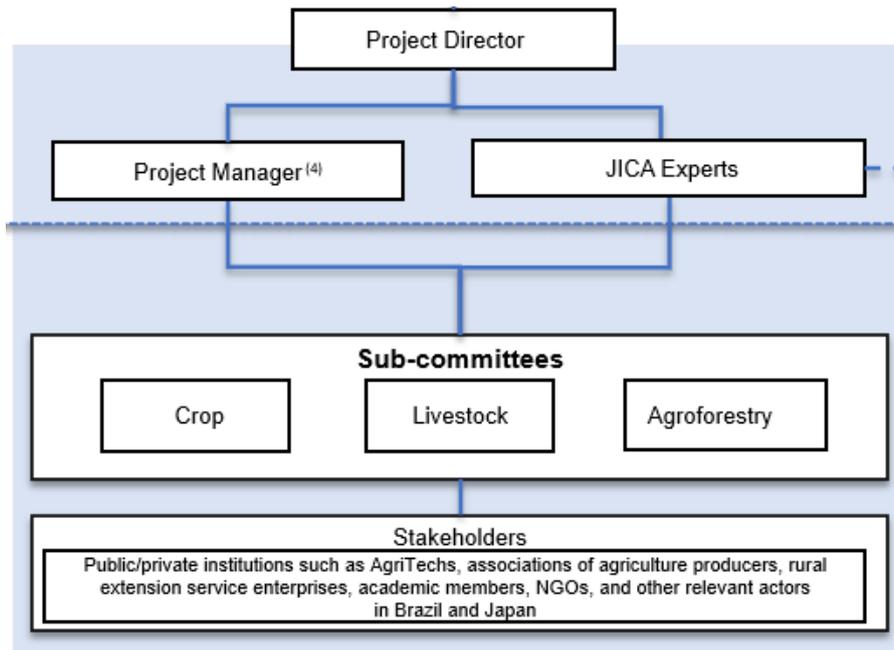
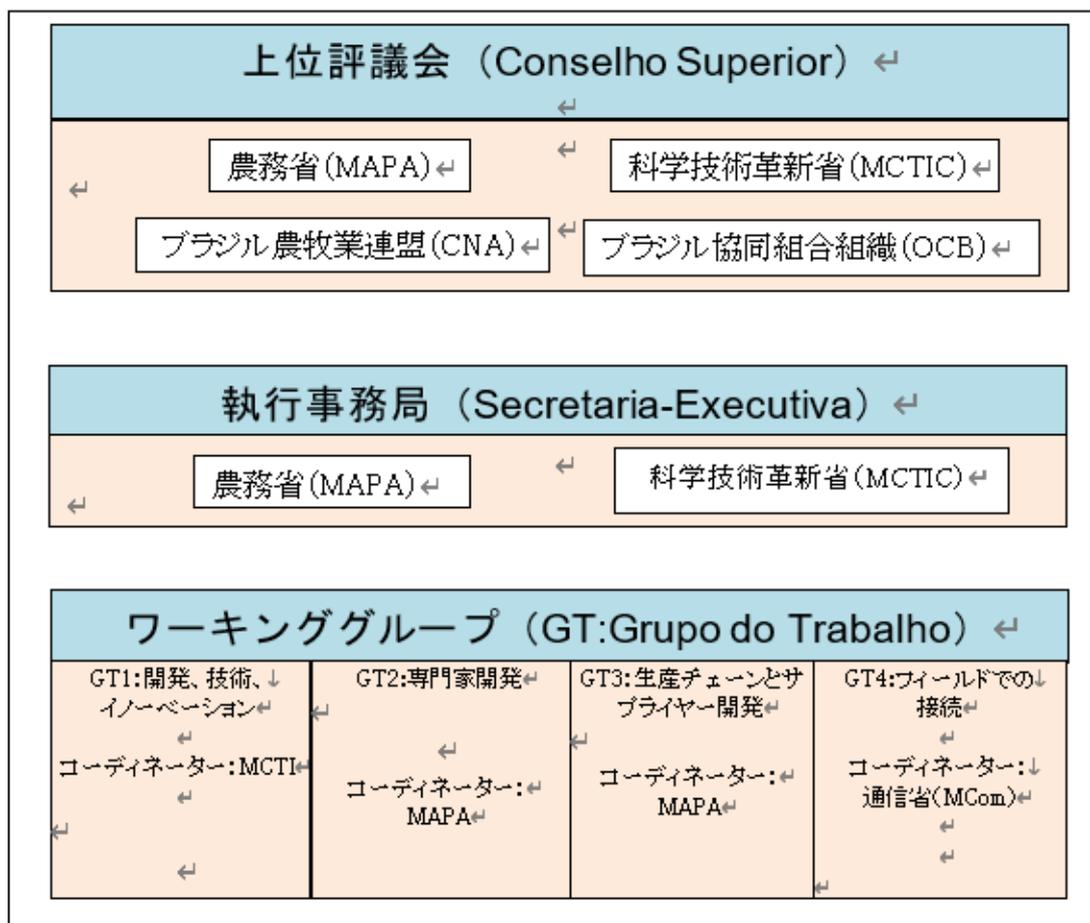


図 2. 分野別分科会の位置づけ

#### (4) ブラジルの Agro.4.0 審議会への情報共有

Agro 4.0審議会は、2019年にMCTIC（科学技術革新省）、MAPA、MCom（通信省）の間で締結された技術協力協定に基づき設立され、2021年に持続的な農業の実現のため、精密・デジタル農業の推進を目的とする「Agro 4.0審議会アクションプラン2021-2024年」を策定している。審議会構成メンバーは、図 3のとおりMCTIC、MAPAに民間組織のブラジル農牧業連盟（Confederação da Agricultura e Pecuária do Brasil : CNA）とブラジル協同組合組織（Organização das Cooperativas Brasileiras : OCB）を加えて上位評議会（Conselho Superior）を構成している。Agro.4.0審議会は法制度で定められた組織ではないが、政府の関係省と民間組織代表とが協議する重要な場となっている。そのため、分野別分科会での決定事項を含むプロジェクトの全体進捗は、Agro.4.0審議회를構成するMAPA及びワーキンググループに参加するEmbrapaを通じて同審議会に情報共有することとする。



出所：MAPA、MCTI "Plano de Ação da Câmara 2021-2024" 2021年4月

図3. Agro 4.0 審議会の構成

#### (5) ブラジルの農業データプラットフォーム

ブラジルの精密・デジタル農業において、複合的データを活用した技術開発は発展途上にある。収集されたデータを活用することにより、これまで達成できなかった生産性の向上、農産物の品質向上、安定生産等が期待される。データに基づく農業を実践するためには農業ICTの活用が不可欠であるものの、データやサービスの相互連携ができていない、様々なデータが散在している、などを理由にデータを活かしきれていない現状がある。

現在のブラジルの農業データプラットフォームは、種々の機関が独自で構築しており、Embrapaによるプラットフォーム、他の公的機関によるプラットフォーム、民間運営のプラットフォーム等が存在している。本プロジェクトではEmbrapaが構築しているAgroAPIを実証事業を通じて改善する。

#### (6) 農水省グローバルフードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会及び JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）との連携

GFVC、JiPFA 共に中南米の産官学関係者の取組、FVCにおける課題等の情報共有、意見交換を行っている。その具体的な活動の一つとして、民間企業が中南米でビジネスを行う上での課題や政府への要望などを元に具体的な対応方針、政府や ODA 事業としての支援の方向性などを検討している。

本プロジェクトでも、日本とブラジルの民間企業間の連携を見越して、官学機関の取組を含めた横断的な情報交換や意見交換を促す必要がある。そこで、会合が実施される場合には、本プロジェクト案件の情報発信や意見交換について協力すること。また、会員数は 600 社・団体等を超え、農業生産者から流通、外食、金融企業など様々なセクターの企業等が加入しているため、日本とブラジルの精密・デジタル農業関係者の交流の際に、この枠組みを活用すること。

#### (7) 日本国内での取り組みから得られた知見の活用

日本では農家レベルでの農業データの活用、民間による技術開発が進んでおり、官民で海外展開も模索している。また、with・post COVID19 社会において、農業・農村デジタルトランスフォーメーション（DX）は更に推進されるものと考えられている。また、持続可能かつ低炭素排出を目的とした農牧業は日本でも様々な取り組みが行われている。

現在、ODA 事業については、BtoB、BtoC のビジネス形態のみならず、各国の農業政策の中に DX が取り込まれていることから、GtoB、GtoBtoC のビジネス形態も検討・実施することが持続的なアグリビジネスには有効である。また、ODA 事業において一方的に「優れた技術を持ち込む」のではなく、「技術・資金を持ち寄り現地でパートナーと共創する」アプローチが必須である。

実際に DX 技術が産官学を通じて、商業的農業にて研究・実証・導入が開始されている。農水省では、これまでスマート農業技術は主に農産物の生産段階に焦点を当てたものだったが、現在では生産・流通・消費というサプライチェーン全体のスマート化を進めている。図 4 のとおり、育種も含めた生産から流通、加工、消費までにおいてデータの相互利用を可能にするために様々な取組が行われている。また、民間企業においても IoT・AI を駆使したサプライチェーンのスマート化に取り組んでいる。更に、農地・畜産からの排出削減対策の推進と温室効果ガス削減量の見える化の取り組みが官民連携の下で行われている。かかる状況を踏まえ、日本の様々な技術の中で持続的・革新的な協力を資するブラジルに適した精密・デジタル農業技術を特定し、その技術を活用することが重要である。

# 農業・食品分野でのSociety5.0の実現



## スマートフードチェーン

・AI技術+データ連携基盤：育種、生産、加工・流通、消費において、特に重要な約30課題を当面の重点AI研究課題に設定  
 ・解析結果を各プロセスへフィードバックし、生産性向上、無駄の排除、トータルコスト削減、農作物・食品の高付加価値化、ニーズとシーズのマッチング等を実現



出所：農業・食品産業技術総合研究機構久間和生(2018.12)

図4. スマートフードチェーン

### (8) 日本のスタートアップとの連携可能性の検討

発注者は米州開発銀行（IDB）グループのイノベーションラボであるIDB Labと共同で、日本のスタートアップの中南米カリブ地域への進出支援を行うTSUBASAというプログラムを実施中である。精密・デジタル農業系ソリューションを持つスタートアップがTSUBASAの中で発掘され、何らかの形でブラジル又は周辺国への進出が実現する場合には、本プロジェクトの中で連携可能性を積極的に検討する。

参考：[TSUBASA | 中南米・カリブ地域の開発課題解決を、日本のスタートアップと共に \(tsubasa-jica.com\)](https://tsubasa-jica.com)

### (9) 課題アドバイザーの配置

精密・デジタル農業の分野に関しては、高度な専門性を要するため、発注者は課題アドバイザーを配置している。必要に応じて、コンサルタントチームは技術的なアドバイスを受けることとする。

### (10) 用語集

本プロジェクトはICT分野の専門用語が多いため、各専門用語の意味する範囲について日本とブラジルの各関係者間で理解の齟齬がないように、主要な用語について定義づけを行い、以下のとおり用語集を作成した。

また、計画フェーズで使用されていた概念実証（PoC）という用語は、精密農業で使用される実証事業（On-farm experimentation : OFE）という文言におきかえること

とした。実証事業は精密農業の実践的な技術普及を指す。

①精密農業	<p>(精密農業の定義)</p> <p>精密農業とは、時間的および空間的な広がりを持つ個別事象のデータを収集、処理、解析して他の情報と統合し、推定されたばらつきに応じて、農業生産の資源利用効率、生産性、品質、収益性および持続可能性の改善をめざす管理判断を支援するための経営（マネジメント）戦略である。</p> <p>(簡略版)</p> <p>精密農業とは、時間的および空間的なばらつきを考慮にいれた農業生産の持続可能性を改善するための経営（マネジメント）戦略である。</p> <p>(International Society for Agricultural Precision : ISAPのウェブサイト <a href="https://www.ispag.org/about/definition">https://www.ispag.org/about/definition</a>より。2022年5月アクセス)</p>
②デジタル農業	<p>ITを活用して生産現場からデジタルデータ（離散データ）を取得し、農場管理の効率化や農産物の収穫量を増やしたり、品質を高めたりする営農体系。精密農業の一種。</p>
③イノベーション・エコシステム	<p>モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなど既存のものを見直しを含めて新たな接合や文脈を生み出し、変革を起こし、社会的、経済的な価値を創出し、さまざまな業界や製品が相互に連携して、革新を誘発するような大きなシステム（組織体）を形成することを指す。</p> <p>(エコシステムは、従来は生態系システムを指す言葉であったが、現代のビジネス業界でのデジタルトランスフォーメーションにおけるエコシステムとは組織体を意味する。)</p>
④API (Application Programming Interface)	<p>異なるプログラムやコンピュータ間で情報交換できるように標準化されたインターフェースを指す。</p>
⑤DX (Digital Transformation)	<p>単にデジタルテクノロジーを導入することではなく、それを駆使して、経営やビジネスプロセスを再構築させることを指す。</p>

### (11) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントチームは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

## 第7条 業務の内容

【第1期：2023年5月中旬～2024年9月下旬】

### [全体に係る業務]

#### (1) 業務計画書の作成

受注者は、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

#### (2) モニタリングシートの作成及び提出

本プロジェクトでは、受注者が6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協

働で実施する。受注者及びC/Pが協働でモニタリングシートを作成し、発注者に提出する。モニタリングシートはJCC等C/P機関と定期の協議に活用する基本文書とし、JCCでの事業進捗や成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を促進するよう本シートを活用する。

#### (3) ワーク・プラン（第1期原案）作成及びモニタリングシートについての協議

本プロジェクトの計画フェーズの業務完了報告書や詳細計画策定調査結果を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、業務実施に関する基本方針（実施体制、活動内容、実施手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、これらを基にワーク・プラン（第1期原案）（和文・英文）を作成する。現地渡航前、渡航後のフォローアップといった現地業務と国内業務（オンラインでの遠隔業務）の効果的な組み合わせの検討も行う。ワーク・プラン及びモニタリングシートVer.1を基に、C/P機関、JICAブラジル事務所と協議し、プロジェクトの全体像を共有する。その後、JICA本部の確認を得たうえで、ワーク・プラン（第1期）についてC/P機関と合意する。

#### (4) 現地業務計画の報告

現地渡航前に業務計画についてJICA本部に共有する。また、各現地活動の開始時と終了時には、JICAブラジル出張所への報告を行う。

#### (5) キックオフミーティングの開催

実施フェーズの活動方針及び内容の周知を目的に、キックオフミーティングの開催を関係者に提案する。同ミーティングでは、計画フェーズの活動振り返り、ワーク・プランの説明を行う。

#### (6) JCCの設立及び開催

受注者は実施機関とともにJCCを開催し、メンバーとして参加する。また、JCCにおける活動報告に関しては、各種レポートやビデオ・写真等の視聴覚ツールを活用する。

#### (7) プロジェクト広報（デジタル）資料の作成

本プロジェクトにおいては簡素な形でプロジェクトが広く認知されるような資料をC/P機関等と協議の上作成し、C/P機関やブラジル事務所のHP等でアップする。

### [成果1に係る活動]

#### (8) 分野別分科会との協議

分野別（作物、畜産、アグロフォレストリー）分科会と共に、精密・デジタル農業推進のための方針及び実証事業の進め方を決定する。

#### (9) 実証事業のスキームの検討

実証事業の内容については、分野別分科会メンバーと受注者が中心となり分野ごとに協議を進める。実証事業の候補案としては、データ共有システム整備、牛個体認証システム、肉牛トレーサビリティ、機能性飼料の活用、営農支援アプリ、既存データ・アーカイブ化等が特定技術として挙げられている。これらの候補の検討及び、それぞれのスキーム・特定技術に適合すると考えられる日本・ブラジル企業の洗い出しを行う。

ブラジル側が日本側に求める要素技術例は以下1)～3)を想定する。

1) 作物(例)：農場で収集する異なる企業データの連携・共有システムについて検討し、実証を試みる。

2) 畜産(例)：個体識別目的のために、個体情報(ID)のチップが含まれるタグを牛の耳につけ、近距離無線通信によって情報をやりとりして管理を行う「ブラジル牛・水牛個別認証システム(Sistema Brasileiro de Identificação Individual de Bovinos e Búfalos:SISBOV)」、全国農業技術普及機関(SENAR)が独自に開発した果樹・野菜、食肉のトレーサビリティとラベリングのシステムのAgri TraceやAgri Trace Animalといったシステムがすでに存在するが、広く普及するにはまだシステムの脆弱性などがあるため、システムの強化と運用の安定した仕組みの検討をする。また、要素技術としてカメラを用いた牛の顔認証、背中認証についても検討し、実証を試みる。

3) アグロフォレストリー(例)：トメアス総合農業協同組合(Cooperativa Agrícola Mista de Tome-Açu、以下「CAMTA」という)の協力の下、実証事業として小規模生産者組合向け営農支援アプリ、既存データのアーカイブ化によるデータ活用を検討し、実証を試みる。

#### (10) イノベーション・エコシステム形成に向けた戦略の策定

持続可能な精密・デジタル農業を実現するため、日本・ブラジルで有する各種技術や実施体制を現地傭人とともに調査、整理し、現状の技術について把握する。課題解決のために相互が連携して結びつくことを目指すエコシステムの実現に向けた戦略策定を支援する<sup>6</sup>。また、エコシステムの戦略に係る広報イベント、日伯企業・農家のマッチングイベント等を開催する場合は、その実施の支援を行う。

#### (11) 各実証事業における日本側協力企業の選定

上記(9)で検討した実証事業のスコープに適合すると考えられる日本・ブラジル企業を対象に同事業への協力を求めるべく、日本ではJiPFA(JICA食と農の協働プラットフォーム)のフードバリューチェーン(FVC)分科会(含む農業DX)において情報提供を行い、関心のある日本企業を募る。実施方法はオンラインによる説明会を想定しており、ブラジル側の現状等の説明者に関してはJICA本部と協議のうえ決定することとし、また、説明会の案内は同FVC分科会を通じて行う。候補協力企業選定は発注者とともに行う。実証事業の件数は全体で5件程度、協力企業は5社程度(各実証事業につき1社)を想定する<sup>7</sup>。なお、ブラジル側協力企業はEmbrapaが中心となり候補を選定する。

#### (12) 実証事業の決定

協力企業選定後に日本側協力企業のブラジル渡航(旅費はプロジェクト負担)を支援するとともに、ブラジル側協力企業との実証事業の具体化協議の結果特定された各種課題の解決に向けた実証事業の選定をC/P機関、JICAブラジル事務所・本部とともに行い、本プロジェクトで実施する実証事業を決定する。

<sup>6</sup> 現地傭人を活用してC/Pとの円滑な意思疎通を高めるための支援体制およびブラジル側の民間企業と政府機関の連携状況を含むイノベーション・エコシステム形成の実施方法について、プロポーザルで提案してください。

<sup>7</sup> 各実証事業に関する日本側協力企業の募集方法・募集内容の素案について、プロポーザルで提案してください。

#### [成果2に係る活動]

##### (13) 農業データプラットフォームの構造の初期ドラフトの作成

日本・ブラジルの両関係者間で利用可能な、作物、畜産、アグロフォレストリーの分野を対象とした農業データプラットフォームの構造の初期ドラフトを Embrapa、現地傭人とともに作成する<sup>8</sup>。なお、ブラジルではEmbrapaが管理する既存の農業データプラットフォームであるAgroAPIが存在しており、全国レベルでのアマゾン保全に関するデータ、農牧業生産に関するデータ、温室効果ガス排出量に係るデータ、気象データ、統計データ、衛星画像データ等のビッグデータを有し、データを外部（企業や生産者）に提供している。ただし、Embrapaが公開するAPIは政策的、かつ研究開発を目的としたものが主で、生産者が活用できていないため、既存のAgroAPIをより生産者が活用しやすいものに改善することを目指している。本活動では、現状の課題に対して公的部門と民間部門の役割及び連携の視座から整理を行い、AgroAPIの利用者である生産団体、生産者やデータを管理するEmbrapaと共に協議を行い、支援する。

##### (14) データベースの初期バージョンの試行

上記(13)で作成した農業データプラットフォームの構造の初期ドラフトにおいて、既存のデータを活用したシステムを試行する。

#### [成果3に係る活動]

##### (15) 作物・畜産・アグロフォレストリーについての実証事業の実施

上記(11)で選定した日本・ブラジル企業にて、作物、畜産、アグロフォレストリーについての実証事業を実施する。受注者は日本企業がブラジルに渡航する前に、事前にC/Pも接続したオンライン打合せの調整、ファシリテートを行い、渡航に向けての支援も行う。また、具体的な実証事業の計画を分野別分科会に共有し、実施期間を通じてプロジェクトによってモニタリングを行う。

#### [成果4に係る活動]

##### (16) 本邦研修の実施

本邦にて、日本の精密・デジタル農業にかかる新たな取組について学ぶための視察・講義（1.5週間程度）、実証事業の進捗発表や活動内容の議論（0.5週間程度）をするための研修（合計2週間程度）を第1期中に1回実施する。実施方法については来日することを基本としているが、遠隔と来日の組み合わせ等、状況に合わせて判断すること<sup>9</sup>。受注者は、C/Pと協議しつつ、研修対象者（6名程度を想定）の人選を進める。研修対象者に関しては、候補者案を発注者に提出する。

受注者は、本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2022年4月版）に沿って、以下の業務を行う。

- ① 研修日程及びカリキュラムの作成
- ② 講師の手配・諸謝金の支払い

<sup>8</sup> 農業データプラットフォームの利用者の課題抽出および AgroAPI の改善策について、プロポーザルで提案してください。

<sup>9</sup> 本邦研修のテーマ、研修地域、対象機関及び研修内容案、見学先・実習先案について、プロポーザルで提案してください。（期間、回数及び対象人数は本文に記載のとおりです。）

- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の手配
- ⑤ 研修場所及び必要機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ アプリケーションフォームの取り付け支援
- ⑧ 実施機関と調整の上で研修員の役割と人選

【第2期：2024年10月上旬～2026年3月上旬】

[全体に係る業務]

(17) 業務計画書の作成

受注者は、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

(18) モニタリングシートの作成及び提出

第1期に引き続き、受注者は6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリング及びモニタリングシートの作成をC/Pと協働で実施する。

(19) ワーク・プラン（第2期原案）作成及び協議

業務実施に関する基本方針（実施体制、活動内容、実施手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、これらを基にワーク・プラン（第2期原案）（和文・英文）を作成する。現地渡航前、渡航後のフォローアップといった現地業務と国内業務（オンラインでの遠隔業務）の効果的な組み合わせの検討も行う。ワーク・プラン及びモニタリングシートVer. 4を基に、プロジェクト後半部分の全体計画についてC/P機関、JICAブラジル事務所と協議する。その後、JICA本部の確認を得たうえで、ワーク・プラン（第2期）についてC/P機関と合意する。

(20) 現地業務計画の報告

現地渡航前に業務計画についてJICA本部に共有する。また、各現地活動の開始時と終了時には、JICAブラジル出張所への報告を行う。

(21) JCCの開催

受注者は第1期と同様に、実施機関とともにJCCを開催し、メンバーとして参加する。

(22) プロジェクト広報資料（デジタル）の作成

第1期に引き続き、プロジェクトが広く認知されるような資料をC/P機関等と協議の上作成し、C/P機関やブラジル事務所のHP等でアップする。

[成果1に係る活動]

(23) 分野別分科会の運営支援

分野別分科会と共に、実証事業の進捗に対し、側面支援を行う。また、同分科会の運営体制やメンバーについても見直し等の助言を行う

[成果2に係る活動]

#### (24) データ分析とモジュールの初期バージョンのデザイン

実証事業から得られたデータを用いて、農業データプラットフォームのデータ共有・分析機能（モジュール）とアウトプット機能（プレゼンテーションモジュール）の初期バージョンのデザインを支援する。分野別分科会と協議し、AgroAPIの改善案の策定支援を行う。

#### (25) 農業データプラットフォームのデータの保護と安全性の確認および接続性と相互運用性の評価

農業データプラットフォームが圃場で使用されることを想定し、その利用環境や通信環境におけるデータの保護と安全性の確認及び接続性と相互運用性の評価を行う。

#### (26) データマネジメントシステムの構築

農業データプラットフォーム内のデータの維持・管理・更新のためのシステムを構築する。データの格納方法から、データの取扱い（権利、法令、慣習、企業との契約内容等）を確認し、最適な運用方法に向けた支援を行う。

#### (27) 農業データプラットフォームを活用したビジネスマネジメント戦略の草案の作成

農業データプラットフォームの利用により、公共セクターのみでなく、民間企業（スタートアップ企業含む）、地方コミュニティ、社会的（雇用創出、税収）にもメリットが出るようなキャッシュフローのシステムを検討し、草案を作成する。なお、同戦略と対応するシステムはESG持続性指標を配慮したものとする。

#### [成果3に係る活動]

##### (28) 実証事業のモニタリング

作物、畜産、アグロフォレストリーについての実証事業を継続し、モニタリングを実施する。モニタリング結果が分科会で共有される仕組みを用意し、進捗報告に関する相互交流が促進される仕組みを作る。

#### [成果4に係る活動]

##### (29) 各分野の成果の共有

成果1～3で得られた結果（実績、学び、課題等）を関係者に発信する。対象者と内容は以下とし、それぞれイベント（オンラインイベントを含む）の開催を通じて行う。イベントの主催者はC/Pとし、実施にあたっては発信する実証事業の選定など、C/Pと相談しつつ進めること。

##### 1) ビジネスマネージャー、研究者、農村技術普及関係者

主に精密・デジタル農業に関する持続的農業システムに関するもの。各分科会が課題の経験を共有すること、成功事例を学ぶことで、より主体的に活動に取り組むことを目的とし、意見交換会を実施する。

##### 2) 学生（IT技術専攻）とエンジニア（農業や食品産業に携わるIT技術者）

主にAPIと農業データプラットフォームの機能あるいは運用の知識に関するもの。

##### 3) 農業分野の専門家や学生

精密・デジタル農業の一般的な知識に関するもの。

なお、農村技術普及関係者とは、Agro4.0審議会の民間組織メンバーであるブラジル農牧業連盟（CNA）附属機関の全国農業技術普及機関（Serviço Nacional de Aprendizagem Rural: SENAR）、各州政府の農業技術普及機関（ブラジル国内各州によって組織体制が異なるがサンパウロ州、パラ州、マツグロソ州はこうした公社がある）を指す。

## 第8条 報告書等

### （1） 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各期の最終成果品はそれぞれ事業進捗報告書と事業完了報告書とする。

契約	レポート名	提出時期	部 数
第1期	業務計画書	契約締結後10営業日以内	電子データ (和文)
第1期	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から2か月後	電子データ (和文・英文)
第1期	モニタリングシート Ver.2	業務開始から4か月後	電子データ (和文・英文)
第1期	モニタリングシート Ver.3	前回のモニタリングシート提出から6か月後	電子データ (和文・英文)
第1期	プロジェクト事業進捗報告書（第1期）（モニタリングシート Ver.4を含む）	第1期終了時（2024年9月）	電子データ (和文・英文) CD-R：1枚
第2期	業務計画書	契約締結後10営業日以内	電子データ (和文)
第2期	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から2か月後	電子データ (和文・英文)
第2期	モニタリングシート Ver.5	業務開始から5か月後	電子データ (和文・英文)
第2期	モニタリングシート Ver.6	前回のモニタリングシート提出から6か月後	電子データ (和文・英文)
第2期	プロジェクト事業完了報告書（第2期）（モニタリングシート Ver.7を含む）	契約終了1カ月前（2026年2月下旬）	電子データ (和文・英文) CD-R：1枚

※また、モニタリングシートは全期間通して和文・英文で作成、提出のこと。

各報告書の記載項目（案）は以下の通りとし、モニタリングシートおよびプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅するものとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) モニタリングシート記載項目

配付資料参照のこと

ウ) プロジェクト事業進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
  - b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
  - c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
  - d) プロジェクト目標の達成度（JCCやモニタリングシートの概要、評価五項目等）
  - e) 上位目標の達成に向けての提言
  - f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）（第1期のワーク・プランに相当する内容）
- 注) e) は完了報告書のみ記載

添付資料

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥各種委員会議事録等
- ⑦モニタリングシート
- ⑧その他活動実績

(2) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務従事者の従事計画／実績表

### （3）議事録等

各報告書に関する同国政府との協議概要を協議議事録に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。またJICAが開催するワークショップやセミナー、各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、開催後3日以内にJICAに提出する。

### （4）現地業務報告

原則、業務主任者が現地から帰国するごとに JICA 本部（経済開発部及び関係部）に対し、現地業務報告を行う。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

### (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	現地傭人を活用し、C/Pとの円滑な意思疎通を高めるための支援体制およびイノベーション・エコシステム形成の実施方法	第7条【第1期】(10)
2	各実証事業における日本側協力企業の募集の素案	第7条【第1期】(11)
3	農業データプラットフォームの構造の初期ドラフトの検討	第7条【第1期】(13)
4	本邦研修のテーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関、研修実施国(地域)	第7条【第1期】(16)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：精密農業・デジタル農業またはDX化に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

別紙2「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／精密・デジタル農業

➤ 農業 ICT

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 29.75 人月

## 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

### 【業務主任者（業務主任者／精密・デジタル農業）】

- ① 類似業務経験の分野：精密・デジタル農業にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ブラジル国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語（ポルトガル語ができることが望ましい）
- ④ 業務主任者等としての経験

### 【業務従事者：農業ICT】

- ① 類似業務経験の分野：農業ICTにかかる各種業務地域
- ② 対象国及び類似地域：ブラジル国及び全途上国
- ③ 語学能力：評価せず

【留意事項】語学の証明書に関しまして、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。また、CASECやJICA専門家検定は従来より語学評価の対象外となっています。  
(詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html))

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。但し、契約は各期で一つの契約として締結する。

- ・ 第1期：2023年5月中旬～2024年9月下旬
- ・ 第2期：2024年10月中旬～2026年3月上旬

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 39.50人月（現地：32.50人月、国内7.00人月  
（本邦研修に関する国内業務人月約1.00人月も含む）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/精密・デジタル農業（2号）
- ② 農業ICT（3号）
- ③ イノベーション・エコシステム構築／研修監理

#### 3) 渡航回数を目途 全30回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

本プロジェクトでは再委託は想定していません。

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

- 本プロジェクト基本計画策定調査 協議議事録 (M/M)
- 本プロジェクト基本計画策定調査結果
- 本プロジェクト討議議事録 (R/D)
- 本プロジェクト詳細計画策定調査 協議議事録 (M/M)
- 本プロジェクト詳細計画策定調査 報告書
- 本プロジェクト計画フェーズ業務実施報告書 (モニタリングシート Ver.1 含む)
- PM Form 3-1 Monitoring Sheet Summary (モニタリングシート記載項目)

##### 2) 公開資料

- ブラジル国持続可能なスマートアグリビジネス開発にかかる基礎情報収集・確認調査報告書  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000043848.pdf>
- 開発途上国におけるスマートフードチェーン開発に係る情報収集・確認調査報告書  
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/smart.html>
- 農林水産省GFVC概要  
[https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food\\_value\\_chain/about.html](https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/about.html)
- JiPFA概要  
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/index.html>

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置 (葡語⇔英語)	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	有
5	事務機器 (コピー機等)	有
6	Wi-Fi	有

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2022年4月)

を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

**【上限額】**

**159,321,000 円（税抜）**

なお、定額計上分 39,310,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積りとしている項目 を含みません。

**なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。**

(3) 別見積りについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	組織開発に係る調査補助雇人の備上	「第2章 特記仕様書案 7. 業務の内容（10）イノベーション・エコシステム形成に向けた戦略の策定	4,500,000円	補助員人件費、出張旅費（日当・宿泊費）	一般業務費	特殊備人費
2	実証事業	「第2章 特記仕様書案 7. 業務の内容（12）実証事業案の選定	25,000,000円	出張旅費（日当・宿泊費）、実証事業にかかる経費	一般業務費	セミナー等実施関連費
3	農業ICTに係る調査補助雇人の備上	「第2章 特記仕様書案 7. 業務の内容（13）農業データプラットフォームの構造の初期ドラフトを作成	2,250,000円	補助員人件費、出張旅費（日当・宿泊費）	一般業務費	特殊備人費
4	本邦研修にかかる経費	「第2章 特記仕様書案 7. 業務の内容（16）本邦研修の実施	7,560,000円	・受入期間の業務人月1.0人月分の報酬（研修監理、4号を想定） ・直接経費	・報酬 ・国内業務費	
合計			39,310,000円			

- (4) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒アトランタ/シカゴ/ダラス/トロント/ヒューストン⇒サンパウロ

東京⇒ドーハ/ドバイ⇒サンパウロ

東京⇒チューリッヒ⇒サンパウロ

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙2：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
	<b>( 34 )</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／精密・デジタル農業</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○</u>	—	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	—	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：農業 ICT</b>	<b>( 16 )</b>	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	

